

特定高圧ガス消費施設変更届

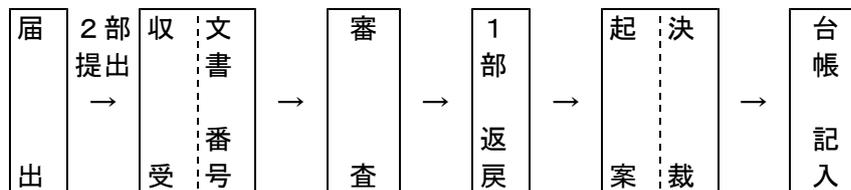
根拠法令

一般則第56条
法第24条の4第1項
液石則第54条

適用

- ・消費施設の変更の工事
- ・消費する特定高圧ガスの種類の変更
- ・消費の方法の変更

手順



必要書類

1 特定高圧ガス消費施設等変更届書 (一般則様式第30、液石則様式第29)

2 変更明細書

<留意事項> (1)～(4)について変更のあった部分の変更理由、変更内容について記載する。

(1) 消費の目的

(2) 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力

(3) 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項

(4) 特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面かりやすく記載。

(添付すべき書面又は図面)

①事業所全体平面図

②消費施設の配置図

③消費設備に係るフローシート又は配管図

④機器一覧表

⑤貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項(大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書)の写し

⑥消費設備の基礎の構造を示した図面

必要に応じ添付を求められることができるもの

上記①～⑥に掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※ 変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記①から⑥のうち、変更部分について技術上の基準を確認できる書類でたりるものとする。

審 査

変更部分について、法第24条の3（一般則第55条、液石則第53条）に適合しているか審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

決裁后台帳に記入する。